

ゴミ処理施設の解体・設計・建設

日立造船 と 一括委託契約37億6千万円 可決

11月2日(木) 山県市臨時議会

市長の提案した議題に反対がある場合でも1人か2人の反対だけ。しかし今回は「13対5」で可決という市始まって以来の採決結果。しかも、合併前の山県郡3町村のゴミ焼却炉を造った会社は今は日立グループに吸収済で、「すべて『日立』のレールの上」。

臨時議会での私の質疑のメモ、それは私の反対理由でもあるので詳しく報告します(議場はたった「3回」しか質問できない制限。ここでは順番を替え要点のみ)。

市民の皆さんのご意見・判断をお聞きしたい。

なお、当初、岐阜市と合同で進めると予定されていた将来のゴミ処理は、市長の決定で山県市単独処理の方向に転換。建設費も維持費も(極めて)高くなることは市も肯定。私は「単独の選択は間違い」と市民の有志の皆さんと岐阜地方裁判所で住民訴訟を続けています。今、市長を証人尋問相手として申請中。(裏面に続く)

11月3日・岐阜

山県市議会臨時会は二日開かれ、二〇一〇(平成二十二)年三月に完成予定のゴミ処理施設、市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結議案を賛成多数で可決した。同工事は、ゴミ焼却施設や粗大ごみの破碎、選別施設の建設のほか、古いゴミ処理施設の解体工事やダイオキシン類の測定なども含めた一括発注工事。入札には二社が参加し、日立造船中部支社

ごみ処理施設工事
契約締結案を可決
山県市議会

11月3日・中日

山県市議会は二日、臨
時会本会議を開き、同市
谷合に計画した新クリー
日立造船中部支社と契約

日立造船と契約可決

山県市議会 ごみ処理施設建設

が三十七億六千六百万円
で落札した。
一部の議員から、同社
は県から来年二月までの
入札参加資格停止処分を
受けており、入札参加は
不適切ではなどと反対意
見が出た。市側は「市は
市の要綱に沿って今年三
月まで九カ月間の参加資
格停止処分を行った」と
説明し、入札参加は適切
であるとした。
(小西里奈)

する議案を、十三対五の賛成多数で可決した。計画は稼働中の粗大ごみ処理施設と環境基準に合わず稼働停止中の可燃ごみ焼却施設を再建し、二〇一〇年四月の供用開始を目指す。既存建物の解体工事と一括で十月二十五日に一般競争入札され、県の人札参加資格停止措置を受けている日立造船など二社が参加した。落札率は92.4%。質疑では「大型事業にもかかわらず参加業者が少なく、初めから日立造船に発注する考えだったのではないか」など指摘が相次いだ。市側は「県の処分を受けた市の処分期間を終了した」ほかの会社が国の営業停止処分を受けていた」と答弁し、公正な入札を強調した。(横山大輔)

※ 先号の国体と道路に関する一般質問の報告で、「議員の御発想こそが本末転倒」という答弁があったと書きましたが、その発言はありませんでした。訂正します。

☆ 入札の手続きにおける疑問 入札に参加したのは日立造船とタクマだけ

《問・寺町》 岐阜県は、2006年6月6日付けで、タクマなどを12ヶ月の資格停止にした。理由は公正取引委員会が独占禁止法違反(談合)で告発したから。日立造船などは、同日付で来年2008年2月6日までの20ヶ月指名停止にした。長い理由は前回の指名停止期間中に談合を行ったから「短加重」としたもの。(通常)山県市は県の指名停止と同じ処分にする。ところが昨年6月、タクマ、日立などについては今年の6月までと短かくした。(今回のゴミ処理事業の発注を前提に)業者を救う措置と受けとれる。この処分に手続き違反もしくは著しい不合理はないのか。いずれにしても、県から指名停止中の業者が参加し、そこが落札したのだからやり直すべきではないか。市民の理解は得られない。

《答・総務部長》 市の要項に従っている。処分はそれぞれ山県市の考えでするものだ。

《問・寺町》 昨年の6月に、県は日立に「加重」のペナルティをした。市もできたはず。やっぱり日立を受け入る筋道を残したかったというべきではないか。

《答・総務部長》 そのときの会議を思い出してもそのような話は無かった。(市の入札の告示後に、残った数社を)国が営業停止にしたことで(残ったのは)2社になったと考える。

☆ 焼却炉のタイプ・機種選定における疑問 「ストーカ式」と「日立造船」

《問・寺町》 機種選定委員会は昨年2006年8月8日から4回の会議で機種を決めたとされる。第3回目11月10日の会議で「ストーカ式焼却炉+燃料式灰溶融」とされている。ところで、私は、2005年(H17年)ごろからの議会委員会やその後の説明で、「ストーカ式+灰溶融」がいいと聞かされていた。初めから日立造船ありきの「ストーカ式焼却炉+灰溶融」ではなかったのか。

《答・市民環境部長》 機種などは選定委員会が決めたもので市が決めたことではない。

《問・寺町》 そもそも小規模焼却炉。それをさらに2つの炉にすると、なお維持費が高い。壁面は高温になって破壊が進みやすく、作業員が一人入れる程度の大きさで修理費は高い。「2炉」にしたのは間違っているのではないか。

《答・市民環境部長》 あくまで、選定委員会が決めたことだ。

☆ 以前から想定された業者について ここにも「日立造船」

《問・寺町》 40億円の買い物をするのに、国内の会社を調査していないはずはない。機種選定資料には、「ストーカ式焼却炉+燃料式灰溶融方式 7社中5社」に調査とある。7社は想定範囲。そのことから入札に参加したのが2社だけとは不自然。5社はどこか。

《答・市民環境部長》 全国に30社ほど。「クボタ」「日立」「JFE」「タクマ」「カワサキ」。

《問・寺町》 いろんな資料や話の中からは、「3社」の「仮見積もり」というものもある。「仮見積もり」とはどういうことか。入札公告の前に調べたその「3社」とはどこか。

《答・市民環境部長》 「日立」「タクマ」「JFE」の3社。

《問・寺町》 日立になるから他はどうでもいいと思っていたのではないか。随契と同じだ。

《答・市民環境部長》 「2社」で入札されているから随意契約ではない。

☆ 初めから日立造船が本命ではないか 前の業者は日立グループに吸収された

《問・寺町》 ストーカ方式の炉といえば例えばクボタ、日立が連想される。現在の焼却施設を請負し管理した会社は、現在、日立造船あるいはその系列に実質的に吸収もしくは併合されたと聞く。そうか。

《答・市民環境部長》 そういうことは聞いていない。

《問・寺町》 部長が聞いていないことと吸収の有無は別。調べて、後で答えるように。

(後日の回答の要点) ⇒ 旧山県郡のゴミ処理の一部事務組合は昭和49年に設立され、昭和51年から施設を運用。最初の焼却炉の業者は不明。

今、建っている休止中の焼却炉は平成3年から稼動。その炉の業者は「三和動熱(株)」。平成9年に日立グループの「エス・エヌ環境テクノロジー」(現在名)に吸収された。

☆ 分離発注そのものの問題 旧焼却炉解体・設計・新施設建設を一本で契約

《問・寺町》 一般競争入札だといいながら、制限(参加条件)が厳しい。入札公告では、(ア)ストーカ方式のごみ焼却施設の納入実績、(イ)灰溶融炉の納入実績、(ウ)ごみ焼却施設(30トン/日以上)の解体撤去工事の受注実績などとなっている。このように大きな工事では、分離した方が経済的だというのは常識。建設と解体を一本にしたので対象業者が減った。分離発注しなかった理由は？

《答・総務部長》 分離発注しないほうが経済的な面もある。ダイオキシン除去のことだから、除去の実績のある会社であることが必要だ。

《問・寺町》 事業計画の工程表に関して、スケジュール表の昨年10月31日変更分を見ても、今年5月16日変更分を見ても、遅くとも今年5月まではリサイクルセンターの建設が先に行われる計画だった。その後、突然、解体を第一にすることになった。その理由はなにか？ 事業規模からいっても、スケジュールからいっても分離発注は可能だ。どうい理由で「分離」しなかったのか。

《答・総務部長》 1点目は他の自治体の調査をしたら、どこも「解体の実績があるところに発注する」ということだった。2点目はダイオキシンを扱うことになるが、分離発注を前提に調査したら、ゼネコンはどこも指名停止中だった。他には、(焼却炉の)「メーカー」しかなかった。3点目は分離発注すると(設計上では)諸経費が高つくときいている。

《問・寺町》 一本で発注すれば1/4から1/3は元請が上前をとるのが通例。今回の解体費は2億4千万円と4千万円の2本。一本で発注すれば元請が上前をとるとは思わないのか。

《答・市民環境部長》 解体実績があるところがいい。

《問・寺町》 解体中に設計するというなら発注が遅れてもいいはず。

《答・市民環境部長》 これ以上遅らせることはできない。

《問・寺町》 分離発注すれば、2億円の1/3は不要。日立造船に上前を丸儲けさせるだけだ。上前をとると、行政から元請の日立にいうべき。一本で発注した山県市として。

《答・市長》 適正にするように言う。

【寺町のコメント】 この事業、釈然としないことが多過ぎる・・・